

第5章 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針

(景観法第8条第2項第3号)

当町の良好な景観形成にとって特に重要な建造物や樹木について、景観重要建造物（景観法第19条第1項）及び景観重要樹木（景観法第28条第1項）に指定し、保全を図ることとし、以下のとおり指定の方針を定めます。

1. 景観重要建造物の指定の方針



当町や地域にとって良好な景観形成を図る上で重要であると認められ、道路等の公共の場所から公衆によって容易に見ることのできる建造物であり、以下のいずれかに該当するものは、所有者と協議し、同意を得た上で「景観重要建造物」として指定します。

また、指定にあたっては、当該建造物の状態等を確認するとともに、松崎町景観審議会の意見を聞くものとします。

<景観重要建造物の指定の方針>

- ・地域のシンボルとして、住民に親しまれている建造物
- ・地域の自然、歴史、文化、産業、生活等を象徴する建造物
- ・建築学上、優れたデザインを有する建造物

2. 景観重要樹木の指定の方針



当町や地域にとって良好な景観形成を図る上で重要であると認められ、道路等の公共の場所から公衆によって容易に見ることのできる樹木であり、以下のいずれかに該当するものは、所有者と協議し、同意を得た上で「景観重要樹木」として指定します。

また、指定にあたっては、当該樹木の状態等を確認するとともに、松崎町景観審議会の意見を聞くものとします。

<景観重要樹木の指定の方針>

- ・地域のシンボルとして、住民に親しまれている樹木
- ・地域の自然、歴史、文化、産業、生活等を象徴する樹木
- ・美観上、優れた樹形を有する樹木

第6章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第4号イ)

屋外広告物の表示や屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限について、以下のとおりに定めます。

1. 基本事項



景観計画区域における良好な景観形成に関する方針に基づき、屋外広告物の景観誘導を図るため、今後、当町の景観特性に合った規制や基準を検討した上で、景観行政団体である市町村の特例（屋外広告物法第28条）を活用し、町条例の制定による規制誘導を図るよう検討を進めます。

2. 制限の方針



屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件に関する基準は、以下の方針に基づき定めます。

<屋外広告物に関する行為の制限の方針>

- ・基準として定める内容は、屋外広告物を設置する位置、規模、個数、表示面積、形態、意匠等に関することとします。
- ・基準は、地域の特性を踏まえつつ、現行の静岡県屋外広告物条例の基準に基づき、本計画で定める景観まちづくりの基本方針及び景観形成基準を参考として、設定します。
- ・基準は、規模を必要最小限とするとともに、色彩や意匠が森林景観や海岸景観、農村景観、なまこ壁のまち並み、富士山眺望等の良好な景観を阻害しないものとするよう設定します。また、商業集積地である松崎地区の国道136号沿道のまち並み景観が向上するよう設定します。
- ・特に道路景観軸（国道136号、県道下田松崎線及び南伊豆松崎線）及び河川景観軸（那賀川・岩科川）の沿道・沿岸の景観を阻害しないものとするよう設定します。

第7章 景観重要公共施設の指定の方針

(景観法第8条第2項第4号ロ・ハ)

道路、河川等の公共施設は、地域の景観を構成する重要な要素であることから、景観まちづくりのために重要な公共施設を「景観重要公共施設」に指定します。次の要件に該当する公共施設で、公共施設管理者と協議し、同意を得たものを指定します。

<景観重要公共施設の指定の要件>

- ・景観まちづくりの基本方針で道路景観軸、河川景観軸に指定されているもの
- ・公共施設そのものが、地域の景観の主要な構成要素となっており、地域住民をはじめ広く良好な景観として認識されているもの
- ・歴史的なまち並み、豊かな自然など、当町の特徴が見られる場所で、周辺の建築物や自然環境との調和が求められるもの

なお、景観重要公共施設の対象となるものは次のとおり。

- ① 道路法による道路
- ② 河川法による河川
- ③ 都市公園法による都市公園
- ④ 津波防災地域づくりに関する法律による津波防護施設
- ⑤ 海岸保全区域等（海岸法第2条第3項に規定する海岸保全区域等）に係わる海岸
- ⑥ 港湾法による港湾
- ⑦ 漁港漁場整備法による漁港
- ⑧ 自然公園法による公園事業に係わる施設
- ⑨ その他政令で定める公共施設

■景観重要公共施設の指定候補

次の公共施設は、景観重要公共施設の指定に向けた取組みを進めます。

	名称	区間	管理者	備考
道路	国道 136 号	西伊豆町との境～南伊豆町との境	静岡県 (下田土木事務所)	
	県道下田松崎線	宮の前橋～県道湯ヶ野松崎線との交差点		
	県道南伊豆松崎線	道部交差点～岩科峰バス停付近		
河川	那賀川	県道湯ヶ野松崎線との交差点から河口		2級河川
	岩科川	岩科峰バス停付近から河口		2級河川

第8章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

(景観法第8条第2項第4号)

当町の原風景に位置づけられる「農の風景」の保全と向上を図るため、将来的に策定を検討する景観農業振興地域整備計画に関して、次のように基本的事項を定めます。

1. 計画策定対象地区の抽出の方針



景観農業振興地域整備計画を策定する対象地域の抽出は、地域の景観の特色に配慮して、次のように定めます。

- ・石部棚田のように農地が、丘陵地や河川、集落等と調和し、良好な景観を呈しており、今後とも保全・継承が求められる地域。
- ・農地の形状や構造が貴重な景観要素となっており、今後とも保全・継承が求められる地域。
- ・なまこ壁建造物等の歴史的・文化的景観資源と調和して一体的に良好な景観を呈しており、今後とも保全・継承が求められる地域。
- ・花畑等の景観作物の栽培や農地のオーナー制度の実施により都市住民との交流を推進しており、今後ともその活動を推進していく地域。
- ・担い手不足等による耕作放棄地が増加しており、対応が求められる地域。

第9章 景観まちづくり主要方策

1. 景観まちづくり主要方策について



当町の良好な景観形成のために、多様な取組みの展開が求められますが、今後10年間を目途に早急に取り組むべき施策について、景観まちづくり主要方策として位置づけ、住民、事業者、行政の協働により、計画的かつ総合的に進めていきます。

(1) 法制度や事業制度を活用した施策	1-1 特定の地区における良好な景観形成
	1-2 景観農業振興地域整備計画制度の活用
	1-3 景観重要公共施設制度の活用
	1-4 歴史まちづくり法の活用
	1-5 文化財保護法の活用
	1-6 街なみ環境整備事業の活用
(2) 町独自の施策	2-1 (仮称) まつざき景観資産の認定制度の創設
	2-2 景観まちづくり出前講座の創設
	2-3 景観まちづくりハンドブックの作成
	2-4 庁内職員を対象とした研修等の実施
(3) 景観まちづくりの体制整備	3-1 まつざき景観団体認定制度の創設
	3-2 まつざき景観ネットワークの組織

2. 景観まちづくり主要方策の内容



(1) 法制度を活用した施策

1-1 特定の地区における良好な景観形成

当町の中で、特に先導的かつ重点的に景観形成を図るべき地区は、「景観形成重点地区」として位置づけ、地区単位で景観形成を進めていきます。

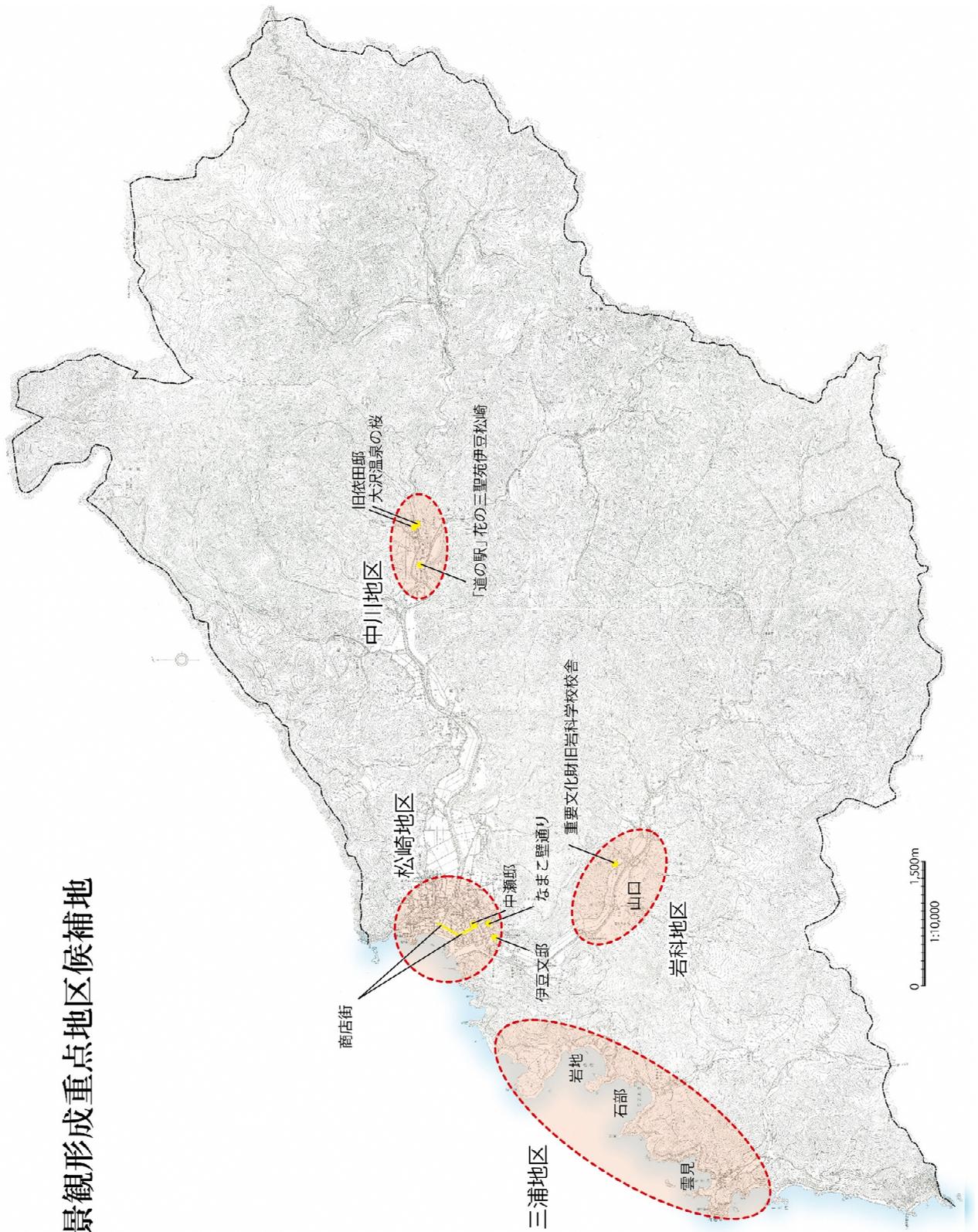
重点地区については、景観計画に届出対象行為と行為の制限を設定するとともに、その他実現手法を整備して、実現を図ることとします。

「景観形成重点地区」は、今後の社会情勢の変化や地区住民の要望などにより、必要に応じて指定を進めることとします。

■景観形成重点地区候補地

地区	抽出の理由
松崎地区	<ul style="list-style-type: none">・なまこ壁の建造物や古い趣のある木造建築物が集積し、当町の歴史・文化を物語る、美しいまち並みが形成されている地区であるとともに、町役場等の中核となる公共施設が集積している中心集落地です。・現在の美しいまち並み景観の保全を図るとともに、さらにより良くするために、建築物等の形態や意匠を誘導するためのルールづくりが求められます。・国道136号沿道の商業集積地は住民、来訪者が利用する目抜き通りであり、町内に残る商店街についても独自の趣ある景観が残されていることから、地域特性にあわせて建築物や工作物、屋外広告物を誘導するためのルールづくりが求められます。
中川地区	<ul style="list-style-type: none">・多くの観光客が立ち寄る「道の駅」花の三聖苑と、県指定文化財の旧依田邸を含む一帯で、今後新たな観光交流拠点として位置づけていく区域です。・「道の駅」花の三聖苑から旧依田邸までを修景によって景観の連続性を確保し、周辺のまち並みもこれらと調和するよう誘導することが求められます。
岩科地区	<ul style="list-style-type: none">・重要文化財旧岩科学校校舎やなまこ壁の建造物が集積する山口、まとまりある農地等、文化的な農村景観が広がる地域であり、当町の中でも最も文化的で貴重性の高い景観が広がる一帯であるといえます。・なまこ壁の建造物群や農地を保全するとともに、建築物、工作物、屋外広告物もこれらと調和するよう誘導することが求められます。
三浦地区	<ul style="list-style-type: none">・岩地、石部、雲見の三集落を含む範囲です。・富士箱根伊豆国立公園や名勝伊豆西南海岸区域に指定されている美しい海岸線と豊かな自然環境の中で、リアス式海岸に形成される特有の集落構造を有しており、漁村集落の原型ともいえる地区です。・各集落には海水浴場や温泉を有しており、地域の景観特性や歴史文化を踏まえた景観形成により、観光振興に繋げていくことが求められます。

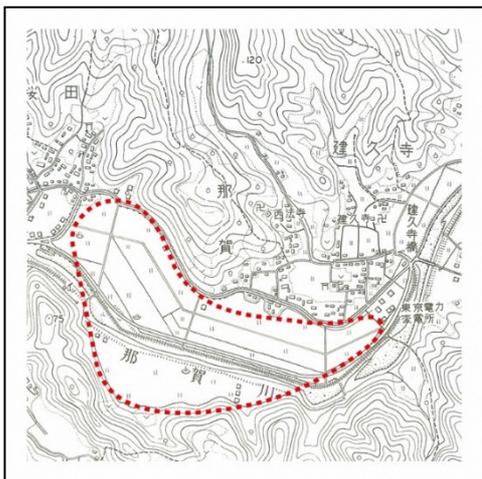
景観形成重点地区候補地



1-2 景観農業振興地域整備計画制度の活用

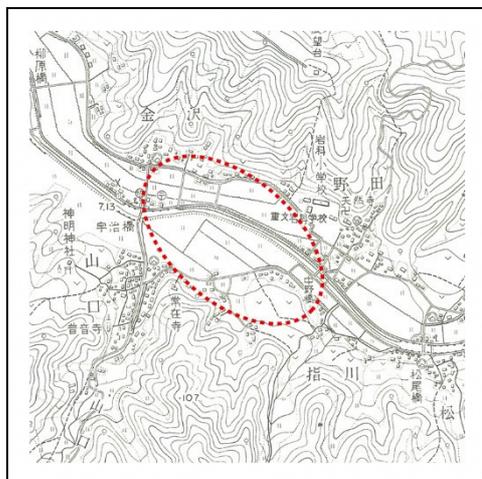
岩科の農村景観や石部棚田など、美しく文化的な農村景観の保全のために、地権者と協議しつつ、景観法及び農振法に基づく景観農業振興地域整備計画を策定し、農地の保全、農村景観と調和した農業用施設の整備等について誘導します。

指定地区の案



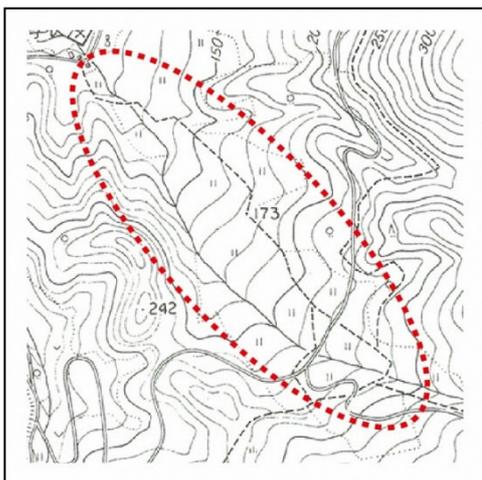
<那賀の大規模花畑周辺>

- ・那賀の那賀川沿いの水田では、農閑期に住民によって花畑がつくられています。
- ・色とりどりの花畑は、背後の丘陵地の緑や那賀川沿いの桜並木と一体となって、他では見られない美しい景観が広がり、シーズンには、町外から多くの観光客が訪れています。



<岩科の農地>

- ・岩科の農地は、なまこ壁の建造物や昔ながらの農家住宅、周囲の里山と一体となり、日本の原風景ともいえる美しい農村景観が見られ、文化的な景観といえる地区です。
- ・水田、桜葉畑の保全を図るとともに、あわせてなまこ壁の建造物の保全を図り、観光交流拠点として活用が求められます。



<石部棚田>

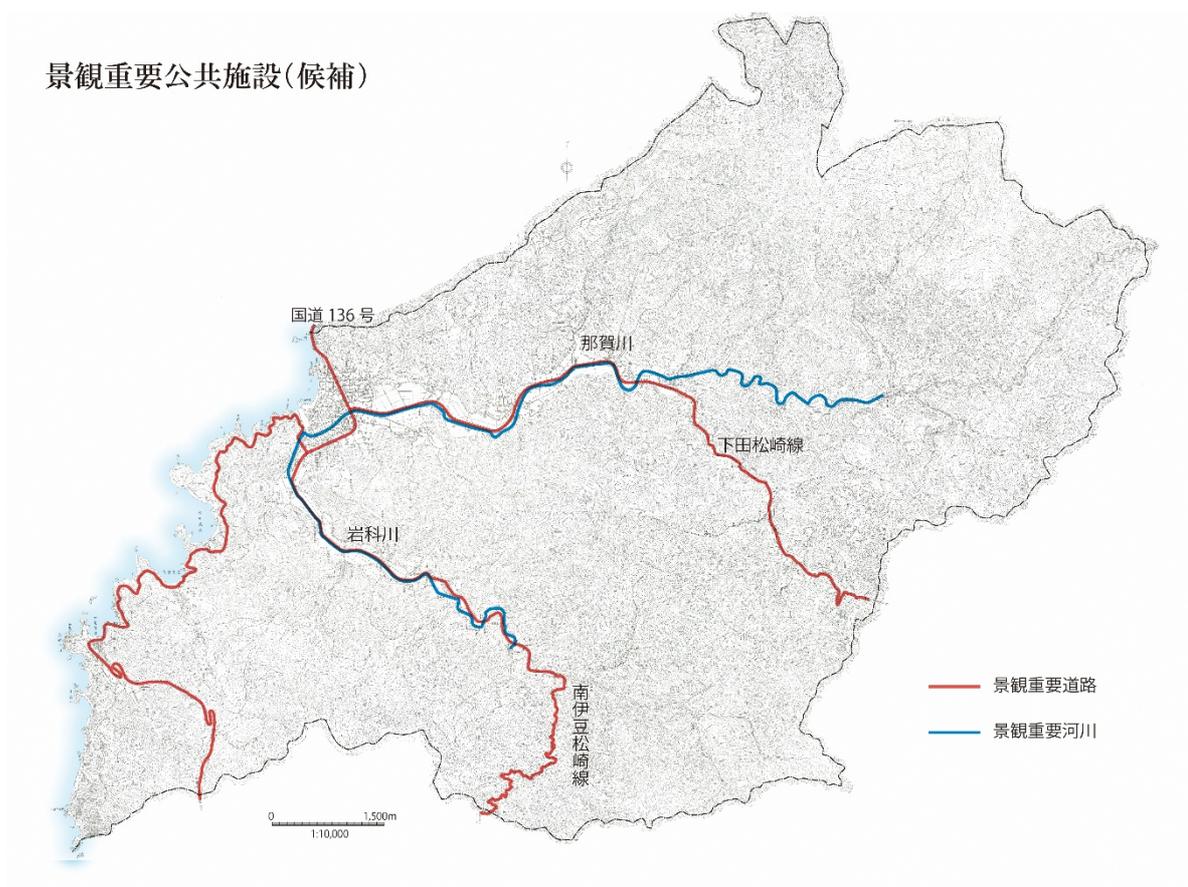
- ・耕作放棄地となった棚田を地元住民が多様な主体と連携し、維持管理している農地であり、棚田景観の美しさや維持管理体制、定期的に行われるイベントなどが町内外から高い評価を得ています。
- ・今後もこれらの取組みを継承していくことが求められます。

1-3 景観重要公共施設制度の活用

河川軸である那賀川、岩科川、道路軸である国道136号、県道下田松崎線、県道南伊豆松崎線は、周辺景観や自然環境と調和した整備改修等を進めるために、管理者（静岡県）と協議の上、景観重要公共施設として位置づけます。

■景観重要公共施設の整備の方針として位置づける内容案

- ・河川軸…護岸や防護柵の素材や意匠、色彩、河川区域内の維持管理等
- ・道路軸…法面や防護柵の素材や意匠、色彩、道路区域内の緑化、草花植栽、維持管理等



1-4 歴史まちづくり法の活用

当町の先人が築いた歴史を生かした景観まちづくりを積極的に進めていくために、歴史まちづくり法（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）に基づく各種制度を有効に活用します。

そのために、まずは本法に基づく、歴史的風致維持向上計画の策定を進め、重点区域や歴史的風致形成建造物の指定候補等を定め、当町の歴史まちづくりに必要な事業を順次進めていくこととします。

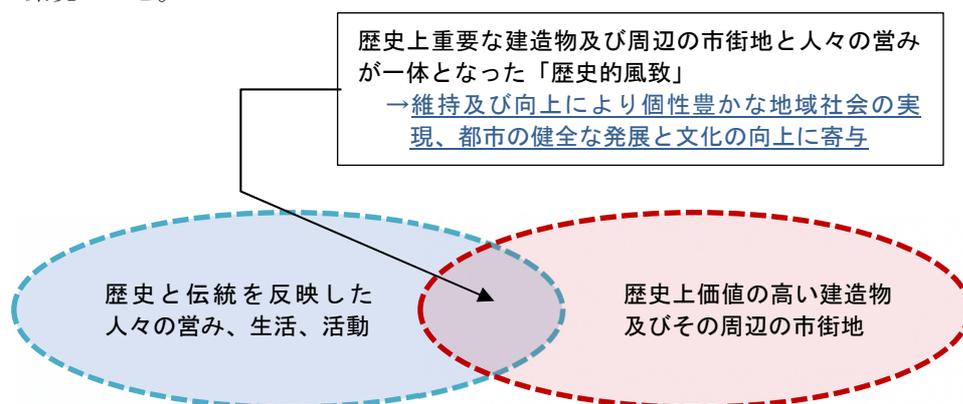
《歴史まちづくり法の概要》

■歴史まちづくり法とは

- ・歴史まちづくり法では、歴史まちづくりを進めようとする市町村は「歴史的風致維持向上計画」を策定することができ、国が認定する仕組みとなっている。

■歴史的風致とは

- ・地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境のこと。



■歴史的風致維持向上計画を策定することでできる主なこと

- ・重点区域の設定
…重点区域内では、街なみ環境整備事業の実施について、補助内容拡大や国補助率が嵩上げされる。
- ・歴史的風致形成建造物の指定候補の明記
…指定候補から市町村が指定することで、現状変更の届出勧告制、市町村等による管理代行等により、歴史的建造物を保全する。また、申出により、管理・修理について文化庁が技術的な指導を行うことができる。
- ・歴史的風致維持向上支援法人
…歴史的風致維持向上の取組みの実施主体として、申請のあったNPO法人等を市町村が指定する。

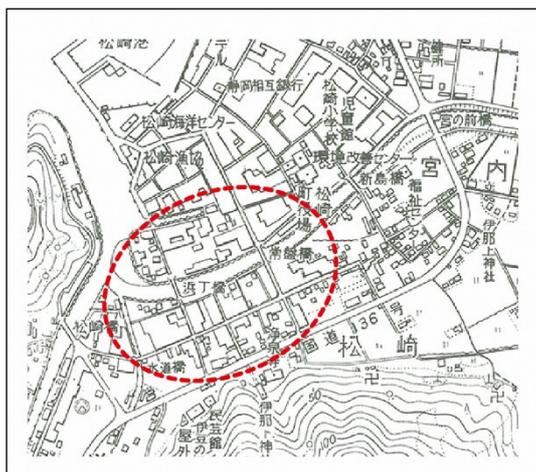
1-5 文化財保護法の活用

なまこ壁建造物が集積する松崎地区の中宿通り周辺や岩科地区の山口、八木山、あるいは美しい農地が広がる三浦地区の石部棚田は、地域の人々の生活又は生業、地域の風土により形成された景観地として、必要な調査を行い、所有者や文化庁と協議しつつ、伝統的建造物群保存地区や文化的景観の指定を目指すとともに、将来的に重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観の指定を目指し、効果的な保全、活用を図ります。

あわせて、指定地区内やその周辺部の建築物については、景観計画による建築物、工作物の規制誘導、道路河川等の景観重要公共施設の指定、景観農業振興地域整備計画の策定等をあわせて行うことを検討します。

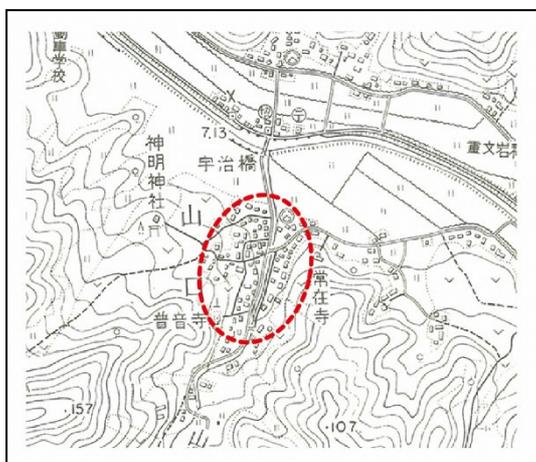
さらに、重要伝統的建造物群保存地区や重要文化的景観に指定された後は、なまこ壁の左官技術を選定保存技術に指定することを目指します。

指定地区の案



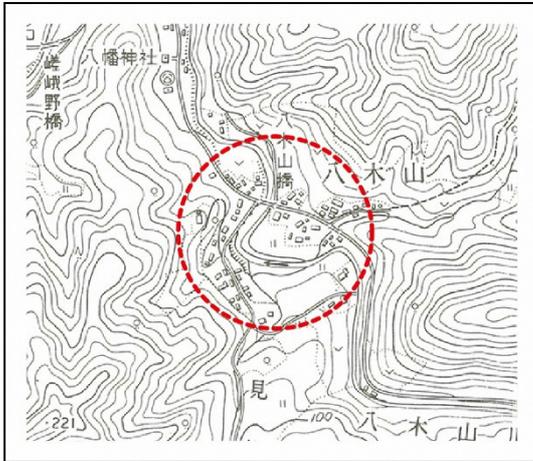
<中宿通り周辺：伝統的建造物群保存地区>

- ・松崎地区の中宿通り周辺部は、なまこ壁の建造物が集積する当町の歴史・文化を物語る、美しいまち並みが形成されている地区であり、今後も保全、活用が求められます。



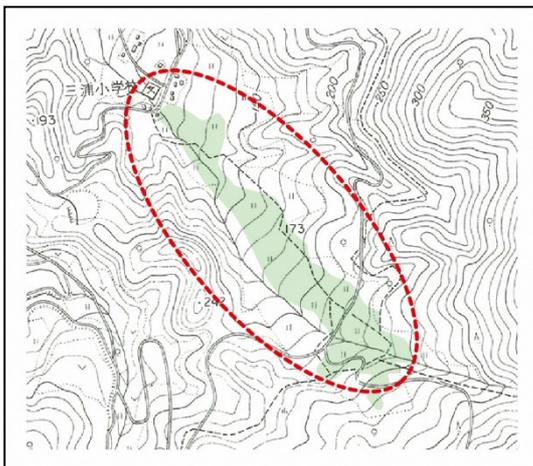
<岩科地区山口：伝統的建造物群保存地区>

- ・なまこ壁の建造物や昔ながらの農家住宅、周囲の里山と一体となり、日本の原風景ともいえる美しい農村景観が見られ、文化的な景観といえる地区であり、農地なども一体的に保全、活用することが求められます。



＜岩科地区八木山：伝統的建造物群保存地区＞

- ・なまこ壁の建造物が多く残されている山間部の集落です。山間部の狭小な平地に集落が形成されており、なまこ壁の建造物や古い石垣など、伝統的な山村集落の景観が残されており、今後も保全、活用することが求められます。



＜三浦地区石部：文化的景観＞

- ・耕作放棄地となった棚田を、地元住民が多様な主体と連携し、維持管理している農地です。棚田景観の美しさを継承している風景は、当町の文化的な景観といえ、今後も棚田と管理体制を継承することが求められます。

1-6 街なみ環境整備事業の活用

地域の特性を踏まえた地域景観と調和するまち並みを創出するために、街なみ環境整備事業の活用を進めます。

街なみ環境整備事業では、地区住民との協議を踏まえつつ、建築物等の形態意匠のルールを設定し、ルールに即した外観の改修等には補助する仕組みを整備するとともに、景観重要建造物等の維持管理を進めます。

また、道路、公園、河川等の公共施設についても、地域景観と調和するよう改修等を進めていきます。

さらに、公共サインの整備、改修も行うことができます。町内の文化施設や観光交流施設の案内板、散策コースの案内サイン等について、大きさや色、文字のデザイン、使用する言語等が統一されていないことから、案内サインのデザインガイドラインなどを作成し、町内に設置する案内サインは、ガイドラインに即して整備改善を進めます。

■事業活用対象地の考え方

- ・街なみ環境整備事業では、地区住民との協議を経て、建築物等の形態意匠のルールである街づくり協定が締結していることが必要であることから、景観形成重点地区計画を策定した後に、事業を進めていくことが望まれます。
- ・よって、事業活用対象地区の候補は、景観形成重点地区候補地である、松崎地区、中川地区、岩科地区、三浦地区が挙げられます。(P97 参照)

(2) 町独自の施策

2-1 (仮称) まつぎき景観資産の認定制度の創設

当町の良い景観の保全、創出に寄与する建築物や工作物、あるいは眺望景観や巨木、古木等の自然景観については、住民や所有者の意向を踏まえつつ、「(仮称) まつぎき景観資産」として認定し、景観法などと連携を図りつつ、保全と向上のための措置を図るとともに、当町の景観まちづくりに活用します。

本制度案は、松崎町景観計画にあわせて制定する松崎町景観まちづくり条例に明文化して制度化することとします。

① (仮称) まつぎき景観資産の対象イメージ

■ 地域の優れた自然環境を継承する景観

- ・ 富士山、夕日などの眺望景観
例：石部海岸、雲見海岸、烏帽子山、室崎展望所、千貫門
- ・ 貴重な自然植生
例：長九郎シャクナゲ、巨鯛島のウバメガシ群落
- ・ 自然景観の骨格となる河川
例：那賀川、岩科川

など



松崎海岸からの夕日

■ 地域の歴史、文化を伝える景観

- ・ 地域の歴史、文化を伝えるなまこ壁の建造物や古民家
例：明治商家中瀬邸、伊豆文邸、近藤平三郎旧家、旧石井豆腐店
- ・ 地域住民から親しまれている社寺や指定文化財等の資源
例：旧岩科学校、旧依田邸、大沢学舎、浄泉寺、春城院
- ・ 歴史や文化を感じる農地や石垣、用排水路
例：山口の水田、石部棚田、岩地の石垣

など



伊豆文邸

■ 良好な景観形成の模範となる景観

- ・ランドマークとなる巨木や古木等、地域のシンボルとなっている地域を印象づける自然的資源

例：伊那下神社のイチョウ、
那賀川沿いの桜並木とアジサイ

- ・地域の景観づくりの模範となるような優れたデザインの建造物や工作物

例：伊豆の長八美術館、
明治商家中瀬邸の時計台、
宮の前橋、ときわ大橋

- ・地域の彩に重要な役割をになう花壇や花木

例：那賀の大規模花畑、
「道の駅」花の三聖苑の花壇

など



中瀬邸の時計台

■ 景観を守り育み、創造する住民活動

- ・地域に根付き、住民によって守り継承されている祭礼やイベントの風景
- ・住民が主体となって美化清掃の様子など、地域の景観づくりに寄与する活動

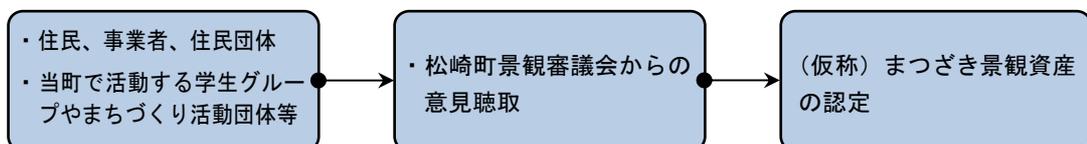
など



秋祭り

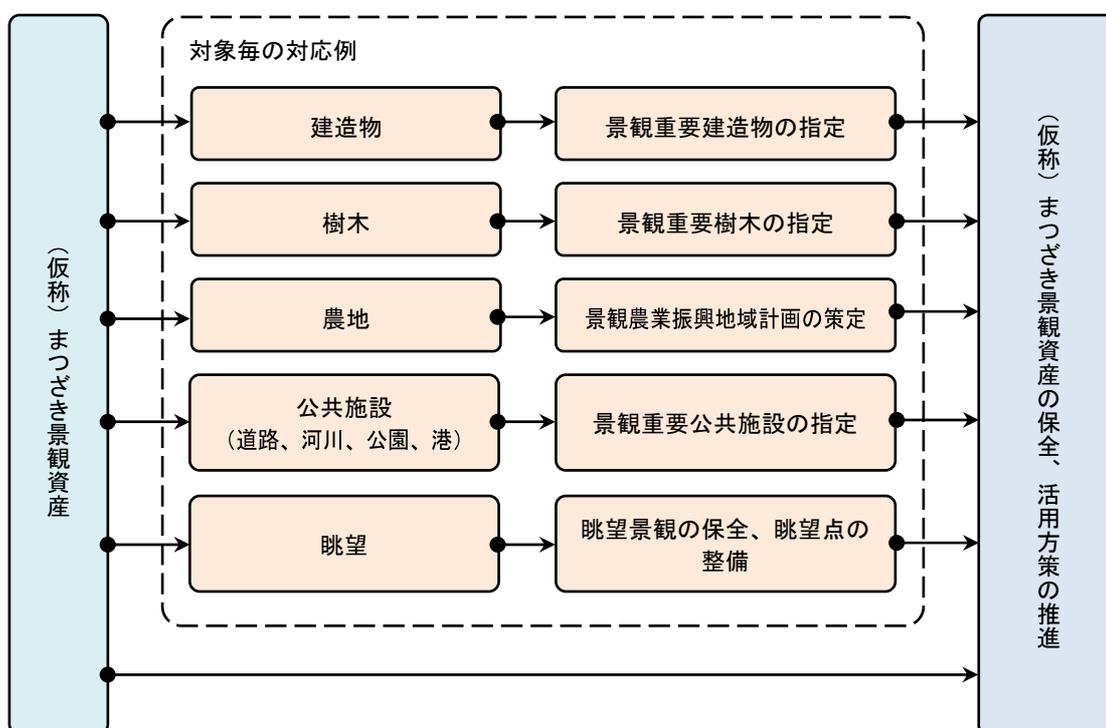
② (仮称) まつざき景観資産の認定制度のフロー

- ・(仮称) まつざき景観資産については、住民、事業者、住民団体、あるいは当町で活動する大学生グループやまちづくり活動団体など、幅広く募集し、認定候補を抽出します。
- ・抽出された候補については、松崎町景観審議会からの意見を聴いた上で、所有者との協議を経た後に、(仮称) まつざき景観資産として認定します。



③ (仮称) まつぎき景観資産の認定後の措置

- ・(仮称) まつぎき景観資産に認定された対象物件は、今後も保全継承に努めることを原則とし、認定されたことを示すサイン等の設置を行い、周知に努めます。
- ・認定された物件の周辺部の公共空間の改善など、より良好な景観となるよう、必要な整備等を行います。
- ・必要に応じて、景観法に基づく景観重要建造物や景観重要樹木、景観重要公共施設等の指定を図ります。



2-2 景観まちづくり出前講座の創設

景観法や策定した景観計画に関する説明、あるいは地域で取り組む景観まちづくりの方策など、景観まちづくりについて住民に周知を図るために、景観まちづくり出前講座の制度を創設します。

《景観まちづくり出前講座の概要案》

■ 出前講座の実施

- ・ 出前講座は、自治会、NPO、住民団体等が町に要請することによって実施する。
 - ・ 出前講座のテーマは、景観に関する次のような内容を想定する。
 - ・ 景観法や景観計画の内容に関すること
 - ・ 要請団体が実施できる景観まちづくりに関する活動に関すること
 - ・ 地域の景観上の課題への対応方策に関すること
- など
- ・ 町は、要請に応じて講座を開催し、必要に応じて専門家や学識経験者等を招いて講義などができるものとする。

2-3 景観まちづくりハンドブックの作成

住民に、景観まちづくりについて身近に感じてもらうため、景観まちづくりの活動として、地域や個人でできることを周知していくために、景観まちづくりハンドブックを作成して、全世帯に配布します。

本ハンドブックには、景観計画で定めている方針を実現するため、あるいは定められた景観形成基準を順守するための、具体的な取り組みや日常生活での留意事項等について、イラストなどを交えてわかりやすく解説できるものとしします。

参考事例

- ・ 千葉県市川市では、市民から景観まちづくりを実践したいが、「何をすれば良いのか、わからない」という意見が多く寄せられた。
- ・ そこで、「ひとり」でも「お友達やご近所さんと一緒」でも、今すぐ始められる「まち並み景観づくり」の取り組み事例をまとめているハンドブックが作られた。



2-4 庁内職員を対象とした研修等の実施

景観まちづくりに関わる庁内関係課は、多岐にわたるとともに、長期的な視点での取り組みが必要になることから、庁内の全ての職員が景観に関する基礎的な知識を身につけ、誰もが関心を持つ環境づくりが必要となります。

そのため、庁内職員を対象として、研修会や講演会、ワークショップ等を開催し、景観まちづくりに関する意識の向上を図ります。

(3) 景観まちづくりの体制整備

3-1 まつぎき景観団体認定制度の創設

一定地区において良好な景観形成を進める団体、あるいは一定のテーマで景観形成に取り組む住民団体を、まつぎき景観団体として認定する制度を創設します。

この対象は、住民だけでなく、町外から訪れ景観に関わる活動を実践する大学生グループなども対象としていきます。

認定した団体に対して、住民の自発的な参加や活動の活性化を図るため、情報提供や技術的な助言、景観形成に関わる活動費を補助します。

■景観形成活動団体の対象の考え方

- ・住民あるいは町外者が自主的に参加して景観形成に関する活動を行っている、又は行おうとしている団体

■支援内容イメージ

- ・景観形成の活動に関する個別相談や情報提供
- ・景観に関する勉強会や出前講座の開催
- ・必要に応じて活動に要する物品の提供や費用の補助
- ・まつぎき景観団体同士の情報交換の場の提供
- ・団体情報や活動状況等の紹介

3-2 まつぎき景観ネットワークの組織

まつぎき景観団体、あるいは松崎町花の会や松崎町さくら会、石部棚田振興協議会、松崎町まちづくりやろうじゃ協議会等の既存の景観活動団体、そのほか、地域おこし協力隊など、当町の景観形成に関わる団体や個人で構成される、「まつぎき景観ネットワーク」を組織します。

まつぎき景観ネットワークでは、関係者が定期的集う機会を設け、互いの活動の情報交換をするとともに、町の景観形成に関わる取組みについて意見交換します。

■期待される効果

- ・参加団体間の活動内容の情報共有
- ・情報交換による活動団体の課題解決
- ・複数団体が連携した活動展開
- ・町からの景観情報の共有
- ・町が主体となる活動への協力依頼

第 10 章 景観まちづくりの推進にあたって

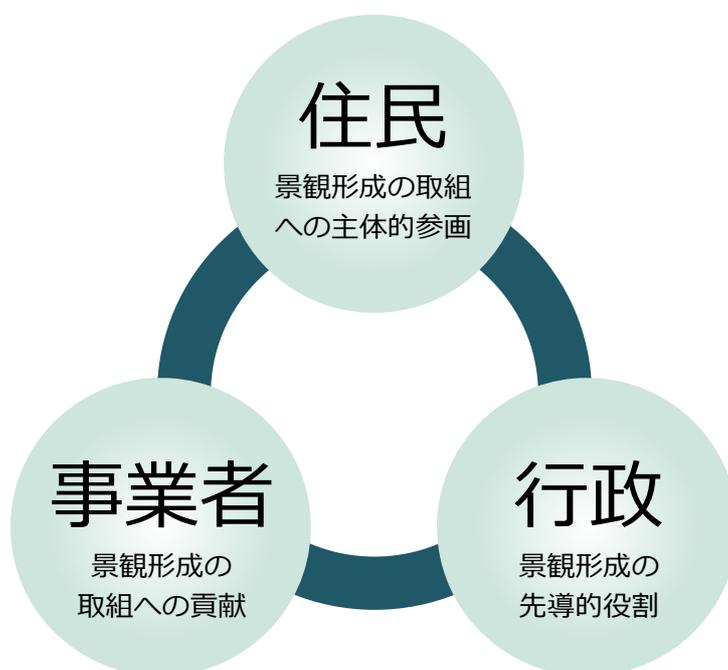
1. 景観まちづくりの推進の考え方



松崎町のなまこ壁建造物や石部棚田などの歴史的・文化的景観、那賀川や自然公園等の自然景観、あるいはこれらと調和するまち並み景観などは、町の貴重な財産であり、全ての住民の誇りとなるものです。

景観まちづくりの基本目標・基本方針等を踏まえ、景観法や関連法制度等を活用し、住民・事業者・町が協働で松崎町固有の良好な景観づくりを進めていく必要があります。

2. 住民、事業者、行政の役割



(1) 住民の役割

景観まちづくりの主役は住民です。自らが主体となって、松崎町の景観を築いた先人たちに敬意を払い、町の景観に誇りを持ち、自分のまちは自分たちでより良いものにしていくという意識で景観形成の取組みに積極的に関わることが必要です。

住民一人一人が自主的かつ積極的に地域の景観づくりの活動を積み重ねながら、全町的な景観まちづくりへの取組みへと繋げていくために、当町が実施する景観形成の施策や事業に主体的に参加することが求められます。

(2) 事業者の役割

事業者は、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、自らの事業活動が松崎町及び地域の景観に影響を与えるものであることを十分認識して、当町の景観まちづくりの基本的考え方、将来像、方針等の考え方を理解し、施策や事業に積極的に協力するとともに、周辺環境と調和した意匠とするなど、住民等が実践する景観形成の取組みに積極的に貢献することが求められます。

(3) 行政の役割

景観形成の施策や事業手法は多岐にわたることから、景観法をはじめ関係諸制度を効果的に組み合わせ、総合的かつ計画的に施策や事業を調整し、進めていかなければなりません。

住民一人一人が、町の景観に誇りを持ち、気軽に参加できるような情報の提供や場（機会・場所）づくりをはじめ、具体的な協働の仕組みを構築するとともに、庁内連携はもちろんのこと、隣接市町との連携強化、伊豆半島地域の市町との連携強化など、多様な連携による景観まちづくりを進め、県内の良好な景観形成への先導的役割を果たします。



松崎町